

■通関士試験まるわかりノート（2018年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)					
P.231 1. 関税法上の 犯罪 (1) 実質犯	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 365 614 432">区分 (省略)</th> <th data-bbox="617 365 917 432">対象貨物等 (省略)</th> <th data-bbox="920 365 1412 432">罰則 (省略)</th> </tr> </thead> </table>			区分 (省略)	対象貨物等 (省略)	罰則 (省略)
	区分 (省略)	対象貨物等 (省略)	罰則 (省略)			
	⑤許可を受けないで輸出入する等の罪	輸出入貨物・積戻し貨物	5年以下の懲役、 <u>1,000万円以下の罰金</u> ( <u>当該犯罪に係る貨物の価格の5倍が1,000万円を超えるときは、当該価格の5倍以下</u> )			
	⑥密輸貨物の運搬等をする罪	①～④の貨物	5年以下の懲役、500万円以下の罰金			
		⑤の貨物	3年以下の懲役、 <u>500万円以下の罰金</u> ( <u>当該犯罪に係る貨物の価格の3倍が500万円を超えるときは、当該価格の3倍以下</u> )			
	【誤】(変更前)					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 784 614 851">区分 (省略)</th> <th data-bbox="617 784 917 851">対象貨物等 (省略)</th> <th data-bbox="920 784 1412 851">罰則 (省略)</th> </tr> </thead> </table>			区分 (省略)	対象貨物等 (省略)	罰則 (省略)
	区分 (省略)	対象貨物等 (省略)	罰則 (省略)			
	⑤許可を受けないで輸出入する等の罪	輸出入貨物・積戻し貨物	5年以下の懲役、 <u>500万円以下の罰金</u>			
	⑥密輸貨物の運搬等をする罪	①～④の貨物	5年以下の懲役、500万円以下の罰金			
⑤の貨物		3年以下の懲役、 <u>300万円以下の罰金</u>				